令和8年度地方創生アドバイザー事業実施に係る留意事項

令和8年度地方創生アドバイザー事業の実施については、令和8年度地方創生アドバイザー事業実施要綱(以下「要綱」という。)とともに、次の事項に留意してください。

第1 助成対象事業

- 1 要綱第3の「助成対象事業」には、以下に例示するような事業において、助成対象団体がアドバイザーを招聘して助言等を受ける研修会等が考えられます。
- (1) 地域の総合的な振興に関する事業
 - (例) 市町村基本構想・基本計画、広域市町村圏計画等の策定、広域市町村の連携推進、 市町村合併、地域の総合診断、市民活動支援等
- (2) 地域経済の振興に関する事業
 - (例)観光資源の整備、特産品開発、商店街の活性化、コミュニティビジネス等
- (3) 地域文化の振興に関する事業
 - (例)イベントの実施、文化施設の整備等
- (4)情報化対策に関する事業
 - (例) I C T 活用による情報発信等
- (5) その他の事業
 - (例)健康増進・福祉計画の策定、国際交流、環境エネルギー対策、過疎地域対策、第 3セクター施設の管理・運営等
- 2 地方創生アドバイザー事業は「自主的、主体的、継続的な地域づくり活動」を支援するため、以下のような事業を対象として助成します。なお、事業の企画・運営を外部団体等に委託する事業は助成対象となりません。
- (1) 同一対象に向けて継続的に講義を行うなど、事業終了後の具体的な活動が意識され、 テーマの実現に期待ができるもの
- (2) 聴講後に聴講者が、各テーマについて共通認識をもつことができるよう工夫された もの
- (3) 意識啓発だけでなく、アドバイス後の具体的な活動につながるもの
- (4) 聴講中にアドバイザーと意見交換等を行うなど、聴講者の主体性を引き出すもの

第2 助成対象経費

要綱第4にある「助成対象経費」については、以下の点に注意してください。

区分	説明
謝金	実際に事業に要する額とし、アドバイザー1人1回につき10万円を上限
	とする。ただし、招聘する人数や招聘する回数については、問わないこと
	とする。
交通費	実際に事業に要する額とし、日当及びグリーン料金等は除くものとする。
	「グリーン料金等」とは、新幹線のグリーン料金や全日本空輸株式会社の
	プレミアムクラス利用料及び日本航空株式会社のクラスJ利用料などが
	考えられる。
宿泊費	実際に事業に要する額とし、アドバイザー1人1泊につき19,000円
	を上限とする。

第3 事業内容の変更等

要綱第8の「内容を変更する必要が生じた場合」には、次に例示する軽易な変更は含まれません。

- (1) アドバイザーを招聘して実施する事業の日程に変更を生じた場合
- (2) 招聘するアドバイザーの人数、回数に変更を生じた場合
- (3) 招聘したアドバイザーの旅費等が不要となり、事業費が減少した場合

第4 実績報告

要綱第9で提出した実績報告書の内容は、センターが運営するホームページに掲載しますので、事業の実績及び成果が明確に確認できるよう作成してください。

第5 その他の留意事項

- 1 招聘するアドバイザーとの業務内容、謝金、旅費等に関する交渉や事業実施についての連絡調整等は、各助成対象団体にて対応してください。
- 2 当センターが主催する人材養成事業に参加する団体が申請する場合、助成決定の審査 時に一定の配慮をすることがあります。
- 3 申請時の事業担当者や連絡先等に変更があった場合には、必ずご連絡ください。
- 4 助成事業の採択にあたっては、継続性・発展性のある事業を優先するものとします。
- 5 令和8年度における申請件数については、各都道府県3件以内となるよう、都道府県 において調整してください。